

別添

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針

健発第 0401016 号

平成 20 年 4 月 1 日

最終改正

〔 健発 0330 第 7 号 〕

〔 平成 28 年 3 月 30 日 〕

1 趣旨

本指針は、がん対策推進基本計画（平成 24 年 6 月閣議決定）において、「がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する」ことが目標として掲げられていることを踏まえ、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会（以下「緩和ケア研修会」という。）に関する事項を定めることにより、緩和ケア研修会の質の確保を図り、がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、がんと診断された時から適切に緩和ケアが提供されるようにすることを目的とするものである。

2 緩和ケア研修会

緩和ケア研修会は、同一の研修会主催責任者により実施される同一の参加者を対象とした研修会（以下「一般型研修会」という。）又は異なる研修会主催責任者により実施される異なる参加者を対象とした単位制による研修会（以下「単位型研修会」という。）により実施されるものとする。

3 実施主体

（１）定期的開催を行う実施主体

- ①がん診療連携拠点病院
- ②特定領域がん診療連携拠点病院

（２）定期的開催が望ましい実施主体

- ①都道府県
- ②地域がん診療病院
- ③民間団体

4 研修対象者

がん診療に携わる全ての医師・歯科医師を対象とする。なお、その他の医療従事者の参加は妨げない。特に 3 の（１）の①及び②に該当する施設においては自施設のがん診療に携わる全ての医師・歯科医師が緩和ケア研修会を受講すること。また、当該施設の病院長等の幹部も緩和ケア研修会を受講等すること。

5 緩和ケア研修会の開催指針

(1) 緩和ケア研修会の実施担当者について

次に掲げる者で構成される実施担当者が緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行うこと。

① 研修会主催責任者

研修会主催責任者は、緩和ケア研修会を主催する責任者であり、1名以上であること。ただし、②の研修会企画責任者が兼務しても差し支えないこと。

② 研修会企画責任者

研修会企画責任者は、緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行う責任者であり、1名以上であること。

研修会企画責任者は、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会を修了した者（以下「緩和ケア指導者研修会修了者」という。）であること。

研修会企画責任者は、患者会をはじめとする患者やその家族の意向を十分に反映するため、合同検討会議等を開催し、患者の声を積極的に取り入れ、地域のニーズを研修会の運用に役立てること。ただし、規定するプログラムの変更は行わないこと。

③ 研修会協力者

研修会協力者は、研修会主催責任者が緩和ケア研修会に協力する能力を有するものと判断した者であって、研修会企画責任者が行う企画、運営、進行及び講義等に協力する者であり、(2)の②のウの1グループ当たり1名程度以上であること。

なお、研修会協力者が(2)の③のエ及びオに関する講義を行う場合には、当該研修協力者は、国立がん研究センター主催の「精神腫瘍学の基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会を修了した者であることが望ましい。また、(2)の③のオに関する講義を行う場合には、がん告知の経験が豊富な緩和ケア指導者研修会修了者と共に行うことが望ましい。

(2) 緩和ケア研修会のプログラムについて

緩和ケア研修会の内容については、「緩和ケア研修会標準プログラム」（別添1）に準拠したものであること。

① 緩和ケア研修会の開催期間

原則として、緩和ケア研修会の開催期間は、2日以上で開催し、実質的な研修時間の合計は12時間以上であること。

② 緩和ケア研修会の形式

緩和ケア研修会は、講義形式の研修に加えて、ワークショップ形式の研修も実施し、次に掲げる要件を満たすこと。また、プレ・ポストテスト等参加者の知識を確認する内容を組み込み、プログラム評価の参考にすること。

- ア 講義の終了後は、実地に活かせる知識の習得を目的として、症例等を用いた演習と討論（以下「グループ演習」という。）を含むワークショップを行うこと。
- イ 知識や技能を効果的に修得できるよう、緩和ケア研修会の内容に応じて、ワークショップの中でグループ演習としてロールプレイングによる演習を行うこと。
- ウ ワークショップは、原則として6名から10名程度のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。

③ 緩和ケア研修会の内容

緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていること

- ア 苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について
- イ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について（放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること）
- ウ 呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケア
- エ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケア
- オ がん緩和ケアにおけるコミュニケーション
- カ がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明について
- キ 患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて
- ク がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実践について

6 緩和ケア研修会の修了証書

（1）修了証書の交付について

緩和ケア研修会を修了した医師・歯科医師（以下「緩和ケア研修修了医」という。）に対して、様式1に準拠した修了証書及び修了者バッジを交付すること。

（2）修了証書の発行手順等について

① 一般型研修会を実施する場合

- ア 研修会主催責任者は、一般型研修会開催の2か月前までに、様式2の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
- イ 都道府県がん対策担当課は、当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、緩和ケア研修会の1か月前までに関係書類を厚生労働省健康局がん・疾病対策課（以下「がん・疾病対策課」という。）まで提出すること。
- ウ 当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであるとがん・疾病対策課が確認した場合には、その旨を当該都道府県に連絡すること。
- エ 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会の終了後速やかに、少なくとも次に掲げ

る項目を含む一般型緩和ケア研修会報告書を作成するとともに、様式1に準拠した修了証書に、参加者の氏名、緩和ケア研修会の名称等を記載し、研修会主催責任者の印を押印した上で、それぞれ都道府県がん対策担当課を通じて、がん・疾病対策課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で研修会主催責任者に返却するものであること。なお、修了者バッジについては、原則として修了証書を返却する際に交付するものとする。

(ア) 一般型緩和ケア研修会の名称

(イ) 主催者、共催者、後援者等の名称

(ウ) 開催日及び開催地

(エ) 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属

(オ) 修了者の人数、氏名及び所属・所属科（氏名及び所属・所属科を公開することについての本人の同意の可否を含む。）

(カ) 一般型緩和ケア研修会における合同検討会議等の開催状況及び内容

② 単位型研修会を実施する場合

ア 都道府県は、単位型研修会の実施に当たっては、単位型研修会のプログラムの組み合わせや単位の割付、単位型研修会の開催スケジュール等に関する案を作成し、がん・疾病対策課まで提出の上、「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠しているか確認を得ること。

イ 研修会主催責任者は、単位型研修会開催の2か月前までに、様式3の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。

ウ 都道府県がん対策担当課は、当該単位型研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、その旨を研修会主催責任者に連絡すること。

エ 都道府県知事が「緩和ケア研修会標準プログラム」に定める全ての単位を修了したと認めた医師については、様式4に準拠した修了報告書に関係書類を添えるとともに、様式1に準拠した修了証書に、当該医師の氏名等を記載し、都道府県知事の印を押印した上で、がん・疾病対策課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で都道府県に返却するものであること。なお、修了者バッジについては、原則として修了証書を返却する際に交付するものとする。

オ 都道府県がん対策担当課は、定期的に、少なくとも次に掲げる項目を含む単位型緩和ケア研修会報告書を作成し、修了者の人数と併せて、がん・疾病対策課まで報告すること。

(ア) 単位型緩和ケア研修会の名称

(イ) 主催者、共催者、後援者等の名称

(ウ) 開催日及び開催地

(エ) 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属

(オ) 各単位型緩和ケア研修会の参加者の人数、氏名及び所属

- (カ) 全ての単位を修了したと認めた医師の人数、氏名及び所属・所属科（氏名及び所属・所属科を公開することについての本人の同意の可否を含む。）
- (キ) 単位型緩和ケア研修会における合同検討会議等の開催状況及び内容

7 その他

(1) 緩和ケア研修会への参加機会の確保等

都道府県は、厚生労働省が別途定める都道府県健康対策推進事業実施要綱に基づくがん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業を活用し、緩和ケア研修会を実施するとともに、厚生労働省が別途定めるがん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づくがん診療連携拠点病院機能強化事業を活用し、がん診療連携拠点病院が実施主体の緩和ケア研修会の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の緩和ケア研修会を支援することにより、がん診療に携わる医師の緩和ケア研修会への参加機会を確保すること。また、当該都道府県において開催される緩和ケア研修会について、広報等により、がん診療に携わる医師に広く周知されるように努めること。

(2) 緩和ケア研修会の開催の促進

- ① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、研修会企画責任者又は研修会協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供すること。
- ② 都道府県は、研修会企画責任者を育成するため、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会に、がん診療連携拠点病院等において緩和ケアに携わる医師が参加できるように努めること。

(3) 実績報告

都道府県は、がん・疾病対策課の求めに応じて、当該都道府県において開催された都道府県、がん診療連携拠点病院及び民間団体が実施主体の一般型緩和ケア研修会及び単位型緩和ケア研修会の修了者数その他の実績をがん・疾病対策課に報告すること。

(4) 緩和ケア研修の継続

緩和ケア研修修了医は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を継続的に習得していくこと。